

相模原市立身体障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 1 6 号

相模原市立身体障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
相模原市立身体障害者デイサービスセンター条例(平成 1 4 年相模原市条例第 4 8
号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「特定費用を」を「同条第 1 項に規定する特定費用(以下「特定
費用」という。)を」に改め、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
るための法律第 2 9 条第 1 項に規定する」を削り、「特定費用の」を「その額の」
に、「1 食につき 6 5 0 円」を「食材料費及び調理等に係る費用に相当する額とし
て規則で定める額」に、「の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定め
る」を「とする」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 5 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金に
ついて適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。